

インフルエンザの対応について

1. インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合、感染を広げないように出席停止の期間は、法律で次のように定められています。

発症した後 5 日を経過し、

かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。

(学校保健安全法施行規則第19条)

*発症日(発熱等の症状があった日)を0日とし、翌日から1日、2日、3日…と数える。

*解熱後2日を経過とは、37.0℃以下になって48時間を経過しているということ。

*インフルエンザの出席停止早見表を、次のページに載せています。

2. インフルエンザ回復後

インフルエンザ回復届と医療機関を受診した証明になるもの(処方薬の説明書等)の提出。

※「インフルエンザ回復届」は学校 HP にありますので、必要に応じてご使用ください。

※登校後、保健室に書類を提出し、健康チェックを受けさせてください。

3. インフルエンザ疑い(発熱等)で早退した時の対応

- ① 早退した日は、出席停止扱いとする。
- ② 医療機関を受診し、インフルエンザ陰性であった場合も、その日は出席停止扱いとする。

～ ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。～

北山高校 TEL:(0980)－56－2401

インフルエンザ出席停止期間早見表

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 発症後0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
出席停止		→								
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
出席停止		→								
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	登校可能		
出席停止		→								
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	登校可能	
出席停止		→								
例5	発症後5日に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 解熱後1日目	解熱 解熱後2日目	登校可能
出席停止		→								